

京都市告示第229号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成23年8月17日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
岩倉長谷緯 16号線	左京区岩倉長谷町1867番地の1地先内	旧	メートル 3.20	メートル 6.00 ~ 11.50
		新	3.20	6.00 ~ 11.52
松尾山田経 18号線	西京区山田北山田町2番地の1地先から 同町1番地の1地先まで	旧	35.20	5.10 ~ 5.25
		新	35.20	7.10 ~ 11.54

(建設局土木管理部道路明示課)